

三 登録簿の附属書類の閲覧の請求

第三節 雜則

(持出禁止)
第十五条 登録簿及び登録簿の附属書類は、事変を避けるためにする場合を除き、内閣府外に持ち出してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、裁判所から登録簿の附属書類を送付すべき命令又は嘱託があつたときは、その関係がある部分に限り、登録簿の附属書類を送付するものとする。

第三章 登録手続

第一節 申請書記載事項及び添付書面

(申請書記載事項)

第十六条 令第十三条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所
- 二 申請人が法人であるときは、その代表者の氏名
- 三 代理人によつて登録を申請するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- 四 民法第四百二十三條その他の法令の規定により他人に代わつて登録を申請するときは、申請人が代位者である旨、当該他人の氏名又は名称及び住所並びに代位原因
- 五 申請人又は代理人の電話番号その他の連絡先
- 六 公共施設等の名称及び立地
- 七 公共施設等の運営等の内容
- 八 存続期間
- 九 公共施設等の管理者等の名称
- 十 登録の目的
- 十一 登録原因及びその日付
- 十二 公共施設等運営権を目的とする抵当権の設定又は移転の登録(根抵当権及び信託の登録を除く)を申請する場合において、登録名義人となる者が二人以上あるときは、当該登録名義人となる者ごとの持分
- 十三 申請人が登録権利者又は登録義務者(登録権利者及び登録義務者がない場合にあっては、登録名義人)でないときは、当該登録名義人となる者、登録義務者又は登録義務者の名稱及び住所
- 十四 令第二十五条の規定により登録を申請するときは、申請人が登録権利者、登録義務者

又は登録名義人の相続人その他の一般承継人である旨

十五 前号の場合において、登録名義人となる登録権利者の相続人その他の一般承継人が申請するときは、登録権利者の氏名又は名称及び一般承継の時における住所

十六 登録の目的である公共施設等運営権等の消滅に関する定め又は共有物分割禁止の定めがあるときは、その定め

十七 権利の一部を移転する登録を申請するときは、移転する権利の一部があるときは、その定め

十八 申請人が令第十七条に規定する申請をする場合において、同条ただし書の規定により、令第十六条に規定する登録済証を提出することができないときは、当該登録済証を提供することができない理由

十九 添付書面の表示

二十 申請の年月日

二十一 登録免許税の額及びこれにつき課税標準の価額があるときはその価額

二十二 前各号に掲げるもののほか、別表第二の登録欄に掲げる登録を申請するときは、同表の申請書記載事項欄に掲げる事項

(申請書の作成及び提供)

二十三 登録書は、登録の目的及び登録原因に応じ、一の公共施設等運営権ごとに作成して提出しなければならない。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

二十四 同一の公共施設等運営権について申請する二以上の登録が、いずれも公共施設等運営権の表題部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

二十五 同一の公共施設等運営権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

二十六 同一の公共施設等運営権について申請する二以上の登録(前号の登録を除く)の登録の目的並びに登録原因及びその日付が同一であるとき。

二十七 同一の公共施設等運営権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

二十八 同一の公共施設等運営権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

二十九 同一の公共施設等運営権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

三十 同一の公共施設等運営権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

三十一 同一の公共施設等運営権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

三十二 同一の公共施設等運営権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

三十三 同一の公共施設等運営権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

三十四 同一の公共施設等運営権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

三十五 同一の公共施設等運営権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

三十六 同一の公共施設等運営権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

三十七 同一の公共施設等運営権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

三十八 同一の公共施設等運営権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

三十九 同一の公共施設等運営権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

四十 同一の公共施設等運営権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

四十一 同一の公共施設等運営権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

四十二 同一の公共施設等運営権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

四十三 同一の公共施設等運営権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

四十四 同一の公共施設等運営権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

(申請書記載事項の一部の省略)

第十八条 次に掲げる規定にかかるとおり、公共施設等運営権を識別するために必要な事項として申請書に記載したときは、当該各号に定める事項を申請書に記載することを要しない。

一 令第四十七条の二の規定により賃戻しの特約に関する登録の抹消を申請する場合

二 令第六十三条第一項の規定により民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十四条において準用する同法第五十三条第二項の規定による処分禁止の登録(同法第五十四条において準用する同法第五十三条第二項の規定による処分禁止の登録)に後れる登録(以下「保全仮登録」という。)とともにいたものを除く。次号において同じ。に後れる登録の抹消を申請する場合

三 令第六十三条第二項において準用する同条(添付書面)

四 第十六条第九号 同号に掲げる事項

五 第十六条第八号 同号に掲げる事項

六 第十六条第七号 同号に掲げる事項

七 第十六条第六号 同号に掲げる事項

八 第十六条第五号 同号に掲げる事項

九 第十六条第四号 同号に掲げる事項

十 第十六条第三号 同号に掲げる事項

十一 第十六条第二号 同号に掲げる事項

十二 第十六条第一号 同号に掲げる事項

十三 第二十六条第一項に規定する確定判決による登録を申請するとき 執行力のある確定判決の判決書の正本(執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの正本を含む。以下同じ。)

十四 令第六十条第一項に規定する仮登録を命ずる処分があり、令第五十九条第一項の規定による仮登録を申請するとき 当該仮登録を申請するときの決定書の正本

十五 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

十六 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

十七 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

十八 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

十九 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

二十 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

二十一 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

二十二 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

二十三 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

二十四 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

二十五 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

二十六 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

二十七 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

二十八 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

二十九 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

三十 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

2 次に掲げる場合には、前項第五号の規定にかかるとおり、登録原因を証する書面を提出するこを要しない。

一 令第四十七条の二の規定により賃戻しの特約に関する登録の抹消を申請する場合

二 令第六十三条第一項の規定により民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十四条において準用する同法第五十三条第二項の規定による処分禁止の登録(同法第五十四条において準用する同法第五十三条第二項の規定による処分禁止の登録)に後れる登録(以下「保全仮登録」という。)とともにいたものを除く。次号において同じ。に後れる登録の抹消を申請する場合

三 令第六十三条第二項において準用する同条(添付書面)

四 第十六条第九号 同号に掲げる事項

五 第十六条第八号 同号に掲げる事項

六 第十六条第七号 同号に掲げる事項

七 第十六条第六号 同号に掲げる事項

八 第十六条第五号 同号に掲げる事項

九 第十六条第四号 同号に掲げる事項

十 第十六条第三号 同号に掲げる事項

十一 第十六条第二号 同号に掲げる事項

十二 第十六条第一号 同号に掲げる事項

十三 第二十六条第一項に規定する確定判決による登録を申請するとき 執行力のある確定判決の判決書の正本(執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの正本を含む。以下同じ。)

十四 令第六十条第一項に規定する仮登録を命ずる処分があり、令第五十九条第一項の規定による仮登録を申請するとき 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

十五 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

十六 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

十七 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

十八 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

十九 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

二十 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

二十一 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

二十二 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

二十三 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

二十四 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

二十五 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

二十六 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

二十七 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

二十八 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

二十九 申請の取下げ 当該仮登録を申請するときの取下げ書面

3 内閣総理大臣は、申請の取下げがされたとき、申請書及びその添付書面を還付するものと

する。前条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

第二節 登録申請の手続

第一款 申請

(枚数の記載)

第二十三条 申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請書が二枚以上であるときは、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載しなければならない。

2 別表第二の二十二の項添付書面欄に掲げる信託目録に記録すべき事項を記載した書面が二枚以上であるときは、申請人又はその代表者若しくは代理人は、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載しなければならない。

(申請書への記名等)

第二十四条 申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請書に記名しなければならない。

2 前項の場合において、申請書には、同項の規定により記名した者（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。次条第一項において同じ。）又は登記官が作成するものに限り、以下同じ。）を添付しなければならない。

3 前項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。

4 官庁又は公署が登録の嘱託をする場合においては、第二項の規定は、適用しない。
(登記事項証明書の期間制限等)

第二十五条 第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を記載した書面であつて、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

2 前項の規定は、官庁又は公署が登録の嘱託をする場合には、適用しない。

第二十六条 委任による代理人によって登録を申請する場合において、代理人の権限を証する書面には、申請人又はその代表者の印鑑に関する証明書（これに準ずるものとしむ。）を添付しなければならない。復代理人によつて申請する場合における代理人についても、同様とする。

2 前項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。

第二十八条 登録の申請をしようとする者が申請書及びその添付書面を送付するときは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同様第九項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」と総称する。）による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であつて当該信書便事業者において受け及び配達の記録を行うものによるものとする。

2 前項の場合には、申請書及びその添付書面を入れた封筒の表面に公共施設等運営権登録申請書が在中する旨を明記するものとする。
(受領証の交付の請求)

第二十九条 書面申請をした申請人は、申請に添付された登録が完了するまでの間、申請書及びその添付書面の受領証の交付を請求することができない。

2 前項の規定により受領証の交付を請求する申請人は、申請書の内容と同一の内容を記載した書面を提出しなければならない。ただし、当該書面の申請人の記載については、申請人が二人以上あるときは、申請書の筆頭に記載した者の氏名又は名称及びその他の申請人の人数を記載すれば足りる。

第三十条 内閣総理大臣は、申請書が提出されたときは、受付帳に登録の目的、申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。

2 内閣総理大臣は、申請書が提出されたときは、受付帳に登録の目的、申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。

第三十一条 第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を記載した書面であつて、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

2 前項の規定は、官庁又は公署が登録の嘱託をする場合には、適用しない。

第三十二条 内閣総理大臣は、申請書が提出されたときは、受付帳に登録の目的、申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。

2 内閣総理大臣は、申請書が提出されたときは、受付帳に登録の目的、申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。

第三十三条 内閣総理大臣は、令第十九条第一項第六号又は第七号の規定により申請書と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する書面には、その作成者が記名しなければならない。

2 前項の書面には、官庁又は公署の作成に係る場合を除き、同項の規定により記名した者の印鑑に関する証明書（これに準ずるものとしむ。）を添付しなければならない。

第三十四条 内閣総理大臣は、申請の補正をすることができる期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該申請を却下することができない。

2 申請の補正是、内閣総理大臣に提出した書面を補正し、又は補正に係る書面を内閣総理大臣に提出する方法によつてしなければならない。
(登録済証の様式)

第三十五条 令第十六条の登録済証の交付は、別記第一号様式により行うものとする。

第三十六条 令第十七条に規定する内閣府令で定める登録は、次のとおりとする。ただし、確定判決による登録を除く。

2 一 共有物分割禁止の定めに係る権利の変更の登録は、次のとおりとする。ただし、確定判決による登録を除く。

2 二 抵当権の順位の登録

3 三 民法第三百九十八条の十四第一項ただし書の定めの登録

第三十七条 第四十四条の規定は、公共施設等立地図について準用する。この場合において、同条第三号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登録

2 五 仮登録の登録名義人が単独で申請する仮登録の抹消

第三十八条 令第十八条第一項の通知は、転送を要しない郵便物として書面を送付する方法又はこれに準ずる方法により送付するものとする。

2 令第十八条第二項の内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

2 一 令第十八条第二項の登録義務者の住所についての変更の登録（更正の登録を含む。以下この項において同じ。）の登録原因が、行政区画若しくはその名称又は字若しくはその名称についての変更又は錯誤若しくは遺漏である場合

2 二 令第十八条第二項の登録の申請の日が、同項の登録義務者の住所についてされた最後の変更の登録の申請に係る受付の日から三月を経過している場合

2 三 令第十八条第二項の登録義務者が法人である場合

第三十九条 第四十四条の規定は、公共施設等立地図に係る公共施設等の所在する場所を明確にするものでなければならない。

第四十条 第四十四条の規定は、公共施設等立地図について準用する。この場合において、同条第一項中「変更の登録」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「公共施設等立地図」と読み替えるものとする。

第四十一条 令第十一条第十一号の内閣府令で定める登録すべきものでないときは、次のとおりとする。

2 一 公共施設等立地図の内容

2 二 公共施設等立地図は、公共施設等運営権に係る公共施設等の所在する場所を明確にするものでなければならない。

第四十二条 第四十四条の規定は、公共施設等立地図について準用する。この場合において、同条第一項中「変更の登録」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「公共施設等立地図」と読み替えるものとする。

第四十三条 第四十四条の規定は、公共施設等立地図について準用する。この場合において、同条第一項中「変更の登録」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「公共施設等立地図」と読み替えるものとする。

第四十四条 第四十四条の規定は、公共施設等立地図について準用する。この場合において、同条第一項中「変更の登録」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「公共施設等立地図」と読み替えるものとする。

第四十五条 第四十四条の規定は、公共施設等立地図について準用する。この場合において、同条第一項中「変更の登録」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「公共施設等立地図」と読み替えるものとする。

第四十六条 第四十四条の規定は、公共施設等立地図について準用する。この場合において、同条第一項中「変更の登録」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「公共施設等立地図」と読み替えるものとする。

第四十七条 第四十四条の規定は、公共施設等立地図について準用する。この場合において、同条第一項中「変更の登録」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「公共施設等立地図」と読み替えるものとする。

第四十八条 第四十四条の規定は、公共施設等立地図について準用する。この場合において、同条第一項中「変更の登録」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「公共施設等立地図」と読み替えるものとする。

第四十九条 第四十四条の規定は、公共施設等立地図について準用する。この場合において、同条第一項中「変更の登録」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「公共施設等立地図」と読み替えるものとする。

第五十条 第四十四条の規定は、公共施設等立地図について準用する。この場合において、同条第一項中「変更の登録」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「公共施設等立地図」と読み替えるものとする。

第五十一条 第四十四条の規定は、公共施設等立地図について準用する。この場合において、同条第一項中「変更の登録」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「公共施設等立地図」と読み替えるものとする。

第五十二条 第四十四条の規定は、公共施設等立地図について準用する。この場合において、同条第一項中「変更の登録」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「公共施設等立地図」と読み替えるものとする。

第五十三条 第四十四条の規定は、公共施設等立地図について準用する。この場合において、同条第一項中「変更の登録」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「公共施設等立地図」と読み替えるものとする。

第三十一条 内閣総理大臣は、申請書が提出されたときは、遅滞なく、申請に関するすべての事項を調査しなければならない。

第三十二条 内閣総理大臣は、令第十五条に規定する場合以外の場合においても、受付番号の順序を従つて登録するものとする。

第三十三条 内閣総理大臣は、令第十九条の規定により申請の権限の有無を調査したときには、その調査の結果を記録した調書を作成しなければならない。

第三十四条 内閣総理大臣は、申請の権限の確認

3 前項の書面には、同項の規定により記名した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第三十五条 内閣総理大臣による本人確認

3 前項の書面には、同項の規定により記名した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第三十六条 内閣総理大臣は、令第十九条の規定により申請の権限の有無を調査したときには、その調査の結果を記録した調書を作成しなければならない。

第三十七条 内閣総理大臣は、令第十九条の規定により申請の権限の有無を調査したときには、その調査の結果を記録した調書を作成しなければならない。

第三十八条 内閣総理大臣は、申請の権限の確認

3 前項の書面には、同項の規定により記名した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第三十九条 内閣総理大臣は、令第十九条の規定により申請の権限の有無を調査したときには、その調査の結果を記録した調書を作成しなければならない。

第四十条 内閣総理大臣は、申請の権限の確認

3 前項の書面には、同項の規定により記名した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第四十一条 内閣総理大臣は、申請の権限の確認

3 前項の書面には、同項の規定により記名した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第四十二条 内閣総理大臣は、申請の権限の確認

3 前項の書面には、同項の規定により記名した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第四十三条 内閣総理大臣は、申請の権限の確認

3 前項の書面には、同項の規定により記名した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第四十四条 内閣総理大臣は、申請の権限の確認

3 前項の書面には、同項の規定により記名した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第四十五条 内閣総理大臣は、申請の権限の確認

3 前項の書面には、同項の規定により記名した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第四十六条 内閣総理大臣は、申請の権限の確認

3 前項の書面には、同項の規定により記名した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第四十七条 内閣総理大臣は、申請の権限の確認

3 前項の書面には、同項の規定により記名した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第四十八条 内閣総理大臣は、申請の権限の確認

3 前項の書面には、同項の規定により記名した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第四十九条 内閣総理大臣は、申請の権限の確認

3 前項の書面には、同項の規定により記名した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第五十条 内閣総理大臣は、申請の権限の確認

3 前項の書面には、同項の規定により記名した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

たことを証する書面
口 令第三十二
条第四項前段の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面
(1) 債権証書並びに被担保債権及び最後の二年分の利息その他の定期金(債務不履行により生じた損害を含む。)の完全な弁済があったことを証する書面
(2) 共同して登録の抹消の申請をするべき者の所在が知り難いことを証する書面
ハ 令第三十二条第四項後段の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面
(1) 被担保債権の弁済期を証する書面
(2) (1)の弁済期から二十年を経過した後に当該担保債権、その利息及び債務不履行により生じた損害の全額に相当する金銭が供託されたことを証す
る書面

と申の及定当すを等公二のと權同し限た登の九法登の根的當施上又定当すを等公ニで条て錄十第ハ項る
き請登びの權る目運共以一しの一たるも錄十第錄設抵と權設のはの權る目運共あるのはに六八三登
はす錄同登の根的當施上又て担の後一のを六八三へ定当すを等公二登の根的當施一旨登、あの条百民
のを條錄設抵と權設のは他保債、をにしの条百民の權る目運共以錄設抵と權設の錄同つ登の九法事

四十	三十	
抹る解死 消登散亡 録に又 録のよは	転当おけた 済はて部債 の權が代譲に 登の場合は 移抵にれ弁又 い一	
	債的弁又当 權で済は該 の額ある代譲 る目位渡	号びの担当と錄同(4)位(3)等の管 目記保該きが担(2)共(1)の共 錄号目共はあ保 番及錄同、る目共順 に前 に係 に登 る次
合たがたがそ に書職書職務 あ面務面他 つが上上(一 てな作公作公 はい成務成務 、場し員し員 官市の証はは で登の	登の書面 登の原因 を証す	
五十		
	登るは、をはとしめの債權より規 場放若譲抵し、担の他抵定一第 合棄し渡當の他に規第 のすくし權又保たの當に項六三	
担の後錄設除抵當と權設のはハ事げ各条で第二第三はに分當口項る号第三はに分く。當權イ 保債、を定く。當權すを等公ニ項る号第及五号一十、あの權登に一十、あの權(一 と權同しの)權へる目運共以一登に二び号か項九令つ登の根錄掲項九令つ登の根抵 しの一た登のを根抵的當施上又錄掲項同まら第条第て錄處抵事げ各条第て錄處除抵當		
	る書面 登の原因 を証す	これに代わるべき書面 人の解散登記事項を証するもの (これに準ず明す法)

すを等公ニで条て錄十第ニ位(一等の共(2)びの共(1)目記保該にあ保る登(一)げる登はす錄處抵的當施上又て
る目運共あるのはに六八三事項(3)の管施(2)立地(1)錄号目共はる目共錄該登る次錄、るを分當と權設のは他
根的當施一旨登、あの条百民(3)名理設(2)立地(1)錄番(2)地(1)錄号目共はる目共錄該登る次錄、るを分當と權設のは他
抵と權設の錄同つ登の九法順(3)名理設(2)立地(1)錄番(2)地(1)錄号目共はる目共錄該登る次錄、るを分當と權設のは他
の担当合が擔係のき請登のの目運共以一

同(一位(等の共(びの共(事に前と申の及分当すを等公二のと權同し限た登の九法登の根的營施上又定當担(事(3の管施(2立名施(1項掲係のき請登びの權る目運共以一しの一たるも錄十第錄設抵と權設のはの權保(項名稱理設地稱設)げる登はす錄同登の根的營施上又て担の後)のを六八三へ定當すを等公二登の目共順者等公及等公る次錄るを條錄處抵と權設のは他保債、をにしの条百民の權る目運共以錄設

七十	六十	
百 民 九 法 十 第 八 三	位 条 百 民 法 九 登 錄 代 三 三	
当イ 権 の根 設抵	録掲項同まら第条第て録当ハ事げ各条第て録く当權口た済びの等公權設た済權位イ 事げ各条で第二第三はに權項る号第三はに。權(額を当代運共、等公を者 る号第及五号一十、あの根登に一十、あのを根抵受該価當施當運共受が抵先 登に二び号か項九令つ登抵録掲項九令つ登除抵当け弁及權設該當施け弁當順	号びの担当と錄 目記保該きが 録号目共はあ 番及錄同、る
る登 録原 因を 証す	る登 録原 因を 証す	

	渡し り規 定第 二項 の登 録場 合に 割當 よの
目記保該きが担す当前ホそとれが日す本すい当前ニ極抵後ハ範き担所称名務当前口の因に番及の請に定 録号目共はあ保る權ののきて登のべのべて權の度當の團債保並及又者權の日及登号び年の係の付 番号及錄同、る目共に根分定はい錄定き確き担に根分額各分權すびびはのの根分 びの担当と錄同關抵割るさめ期定元保つ抵割の根割のべに住名氏債抵割そ原び付日付申錄	

十二	九十	八十
の根定四第条百民 担抵に号一の九法 保当よの項二十第 す権り規第十八三	るも申が錄に条第登たがべの根定三第条百民 の請單名よの四錄場確き担抵に号一の九法 にす独義り規十(合定元保当よの項二十第 限るで人登定六令のし本す権り規第十八三	にす独義り規十六のし本す権り規第百民 するも申が錄に条第登場確き担抵に規第 の請單名よの四錄合
書面 た始いて こと を証 が あ つ 開 抵	面 こと を証 する 書	民法第三百九 条の規定によ る請求をしたこ とを証する書面

二十二	一十二	
信託に関する登録	買戻しの登録	べき元本登録が確定した場合の登録(令第46条の規定により登録名義人との間に限る。)
記録する書面ハ 信託目録に べき事項に 規定する信託以外の信 託にあつては、登録原 因を証す	定きが間並約金買 めはあるのし びのに費及び そる定のに費 とめ期買用契 支	
	登録原因を する書面	
四十二	三十二	
記録する書面ハ 信託目録に べき事項に 規定する信託以外の信 託にあつては、登録原 因を証す	に属する 信託財産 の登録を除 くの項の登 記を除くの 項の登記及 び同法第一 号に規定す る公正正証 書については 書面若しくは その謄本)又 は同項第二号 の通知をし たことを証 する書面	に属する 公共施設 等運営権等 の変更の登 記を申請す る場合におい て、申請人が受 けた登記事項 に係る条件又は 方法により指定 された受益者で あることを証 す

申請人が受益者であるときは、次に掲げる書面（1）当該受益者が受益証券が発行されている受益権の受益者であるときは、当該受益権に係る受益証券（2）当該受益者が社債、株式等の振替に関する法律（平成十五年法律第七十号）第一百二十七条の二第一項に規定する振替受益権の受益者であるときは、当該受益者が同法第二百二十七条の二十七第三項の規定により交付を受けた書面又は同法第二百七十七条の規定により交付を受けた書面（3）当該受益者が信託法第八十五条第二項の定めのある受益権の受益者であるときは、同法第一百八十七条第一項の書面ハ信託の併合又は分割による権利の変更の登録を申請するとても従前の信託又は信託法第百

るものに限る。)

別記第一号様式（第35条関係）

別記第一号様式（第35条関係） 公会議録等審査権委託状		
年 月 日		
申請者（公会議録等審査権委託の提出）		
公会議録等審査権委託書		
署印及びその住所		
公会議録等の名称		
公会議録等審査権委託に係る公会議録等の名称		
公会議録等審査権委託の範囲		
公会議録等審査権委託の名称		
委託年月日		
権利者（甲社）		
権社番号	監修小口担当	受付年月日・受付番号
権利者（乙社）		
権社番号	監修小口担当	受付年月日・受付番号
権利者名の記入欄		

別記第二号様式（第77条関係）

別記第二号様式（第77条関係） 公会議録等審査権委託認証用書		
年 月 日		
申請者（公会議録等審査権委託の提出）		
公会議録等審査権委託書		
署印及びその住所		
公会議録等の名称		
公会議録等審査権委託に係る公会議録等の名称		
公会議録等審査権委託の範囲		
公会議録等審査権委託の名称		
委託年月日		
権利者（甲社）		
権社番号	監修小口担当	受付年月日・受付番号
権利者（乙社）		
権社番号	監修小口担当	受付年月日・受付番号
権利者名の記入欄		

別記第三号様式（第77条関係）

別記第三号様式（第77条関係） 公会議録等審査権委託登録用書		
年 月 日		
登録者（登録の提出）		
登号登記番号	登記の内容	登記年月日
番 号	登記の内容	登記年月日
権社番号		
子 働		

別記第四号様式（第77条関係）

別記第四号様式（第77条関係） 公会議録等審査権委託登録用書		
年 月 日		
登録者（登録の提出）		
登号登記番号	登記の内容	登記年月日
番 号	登記の内容	登記年月日
権社番号		
子 働		
一、要件登記に関する手続書類 二、受取承印に関する手續書類 三、契約書に関する手續書類 四、他項各書類		